

MICE開催地としての魅力創出事業 業務委託 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

MICE開催地としての魅力創出事業

2 業務の目的

MICE開催都市として更に飛躍を図るため、重点分野毎に、本市でMICEを開催することの意義やメリットを伝える情報を抽出し、MICE主催者にPRするストーリーに整理するとともに、それらに関連するユニークベニューや体験コンテンツを造成し、セールスやビッドペーパー作成時に活用できるツールとして取りまとめることを目的とする。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務主任担当者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に宇都宮観光コンベンション協会（以下「協会」という。）との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、協会と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、栃木県、宇都宮市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、個人情報の取扱いに関して、関係法令・条例・情報セキュリティポリシーに基づき適正な管理を講じること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、本業務以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、契約終了後も同様とする。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、協会の承諾を得なければならない。
- (3) 協会は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

協会が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、地域経済の振興や宇都宮市内業者育成の観点から、できる限り宇都宮市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、協会から貸与を受けた資料については、そのリストを協会に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、協会から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく協会に報告するものとする。

11 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、業務主任担当者は、業務着手時、成果品納品時その他主要な打合せには出席するものとする。

12 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、協会の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

1 3 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) テーマごとのセールスツールデータ 1式
※ Microsoft PowerPoint 等、協会がカスタマイズ可能な形式
- (2) その他、調査・分析データ 1式

1 4 権利関係

- (1) 受託者は、協会に対し、受託者に納入された納入物品の著作権（著作権法第27条及び第28条の所定の権利を含み、以下同様とする。）を納入物品に関する検収完了をもって、受託者から協会に譲渡する。
- (2) 前号の規定に関わらず、既に受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。
- (3) 本業務で収集したデータは協会が保有するものとする。

1 5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint あるいはこれと互換性のあるものを使用すること。
- (3) 検収完了後1年間において、受託者の責に帰すべき事由による本仕様書との不一致が見られた場合は、協会と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は、以下のとおりとする。

1 MICE主催者向けのセールスツールの企画・制作

- ・ MICE主催者に効果的に宇都宮市の魅力を訴求できる、わかりやすく、目に留まりやすいセールスツールの仕様及びデザインの企画・制作を行うこと。
- ・ セールスツールは、MICE主催者に合わせて宇都宮観光コンベンション協会職員が柔軟にカスタマイズできる形式で作成すること。
- ・ また、海外のMICE主催者にもセールスできるよう、英語表記版をあわせて作成すること。

2 MICE開催都市としての宇都宮市の魅力・資源の発掘・抽出

- ・ M I C E主催者や参加者の目線から、歴史や自然、産業、人の活動など、宇都宮市が強みを有するテーマ（※）を複数設定し、テーマに関して宇都宮市及び近隣市町が持つ魅力や資源の発掘・抽出を行うこと。
- ・ 魅力や資源の発掘・抽出に当たっては、より実態に即した内容となるよう、宇都宮市や近隣都市の自治体職員や事業者などの地元関係者からのヒアリングを行うこと。
- ・ 上記の要件を踏まえ、プロポーザルでは、宇都宮の誘致可能な規模やテーマを分析し、現時点で考えるコンテンツ（テーマ）を提案すること

※ 最終的に選定するテーマについては、「『宇都宮市M I C E戦略』における重点分野」などから、委託者と受託者との協議の上で決定する。

① 「宇都宮市M I C E戦略」における重点分野

- ・ 医学
- ・ 製造業（機械器具、食品）
- ・ L R T関連産業
- ・ 環境、エネルギー
- ・ 次世代モビリティ（航空宇宙・ロボット・自動車・情報通信）
- ・ S D G s
- ・ 地域資源の有効活用（スポーツ、大谷関連、アーバンスポーツ等）

② その他

- ・ 歴史（宇都宮氏、江戸幕府、陸軍駐屯地、二荒山神社 など）
- ・ 日本文化（ジャズ、邦楽、刀剣、サブカル、アート、祭り など）
- ・ 食（名物、夜・朝のコンテンツ、農業、地酒 など）
- ・ 人（起業家、社会貢献活動、福祉、教育 など）

※ 特に、「食」のテーマについては、M I C E参加者向けのまちなかの飲食店や、国際会議も見据えたハラル・ベジタリアン向けの飲食店などの情報収集が急務となっている。

3 M I C E主催者に訴求するストーリー制作とコンテンツ造成

- ・ 設定したテーマごとに、上記「2」で発掘・抽出した魅力や資源を効果的に伝えるストーリーを制作するとともに、M I C E参加者が実際に体験することができるアクティビティ等のコンテンツを造成すること。
- ・ 上記ストーリーとコンテンツは、上記「1」のセールスツールとして取りまとめること。

4 その他

- ・ 協会及び宇都宮市が実施又は関係する他のM I C E事業等との連携を図ること。
- ・ 宇都宮市の都市力に係る情報や体験コンテンツなどの、セールスツールに盛り込む内容については、参加者からの高い評価が見込め、M I C E開催の動機付けが期待できるものについて選出すること。
- ・ 事業の検討に当たっては、「宇都宮市M I C E戦略」を踏まえること。

「宇都宮市M I C E戦略」<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/citypromotion/kanko/pamphlet/1029008.html>